

公益社団法人今治地方観光協会会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人今治地方観光協会（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 この法人に入会できる者は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人である者
- (2) この法人を除名された者で、2年を経過していない者

2 前項の規定は、定款第7条第2項に規定する入会基準とし、この基準の定めに従い会長が入会の可否を決定するものとする。

(入会手続)

第3条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、入会の可否を決定したときは、直ちに入会決定通知書（別記様式第2号）により本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費（年額）は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 0円
- (2) 会費 一口2,000円、一口以上

2 会費は、入会する事業年度又は退会する事業年度においても、1年間分負担しなければならない。

(資格の発生)

第5条 会員の資格は、第3条の入会手続を完了した日から発生する。

(会費の納入方法)

第6条 会費は、毎事業年度に現金払、口座振替又は口座振込の方法により納入しなければならない。

2 会長は、会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は口座振込の方法により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。

(退会届)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届（別記様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。退会した後においてもその負担を免れない。

3 納入済の会費については、これを返還しない。

(改正)

第8条 この規則の改正は、理事会の決議をもって行う。ただし、第2条に規定する入会基準及び第4条に規定する会費に関する規定を改正する場合は、理事会の承認を得たうえで社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 条）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の登記の日の前日までにこの法人に加入していた会員は、定款第 7 条に定める入会手続を完了したものとみなす。
- 3 前項の会員の加入期間は、社団法人今治地方国立公園協会に加入していた期間を含むものとする。

附 則（平成 24 年 6 月 4 日改正）

この規則は、公益社団法人今治地方観光協会としての最初の社員総会の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の公益社団法人今治地方観光協会会員に関する規則第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後に納入する会費について適用し、同日前に納入した会費については、なお従前の例による。